



産業廃棄物処理施設 設置変更 許可証

令和7年5月7日

住 所 山口県山口市大手町9番11号
氏 名 一般財団法人山口県環境保全事業団
代表理事 山野 元

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第15条第1項~~ の規定により、設置変更の許可
第15条の2の6第1項

を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日	令和7年5月7日	許可番号	第26号の9
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	(1) 施設の種類 政令第7条第14号ハ（管理型産業廃棄物最終処分場） (2) 廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 以上13種類		
設置場所	山口県周南市大字富田字西ノ嶋10593番地先公有水面		
処理能力	埋立面積： 38,676 m ² 埋立容量： 498,400 m ³		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（注）平成30年5月14日、山口地方法務局による重複地番の解消により、山地番に10000番を加算する変更が行われました。
設置場所の位置の変更はなく、表記のみが変更となったものです。